

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付をしなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

対象となる方は、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程）等に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式による額以下であることが条件になります。

※平成30年3月から、年金の届出・申請についてもマイナンバーの記載が必要となりました。手続きの際は、**マイナンバーと身元が確認**できる書類をお持ちください。

▽制度適用条件所得の目安

118万円＋

（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例制度により、

平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方は、学生納付特例申請書（はがき）が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入し返送することで、平成30年度の申請ができます。

（この場合、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要）

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、佐賀年金事務所にご連絡ください。

※平成30年3月から、年金の届出・申請についてもマイナンバーの記載が必要となりました。手続きの際は、**マイナンバーと身元が確認**できる書類をお持ちください。

※問合せ先

・佐賀年金事務所

☎0952-314191

・住民課 保険年金係

☎92-7934

第三者行為でケガや病気をしたときは届出を！

交通事故、スキー場での事故、暴力行為、飲食店での食中毒など、突然の事故等でケガや病気に見舞われた場合でも、健康保険証を使って受診をすることが出来ます。ただし、そのケガや病気が第三者から受けた行為が原因である場合、治療費等の損害は、法的に加害者が負担するのが原則です。

健康保険で受診した場合、必ず保険者（役場）まで「第三者による傷病届」の提出をお願いします。

※問合せ先

住民課 保険年金係

☎92-7934

森林環境税の課税期間が平成34年度まで延長されました

森林環境税は、水源のかん養や山地被害の防止など公益的な役割をもつ大切な森林を守り育てていくために使われます。

▽税額

・個人：年額500円（個人県民税均等割額1,000円に加算。復興特別税500円を含めると、合計額2,000円）

・法人：法人県民税均等割額の5%相当額（年額）

▽課税期間

・個人：平成20年度～平成34年度
・法人：平成20年4月1日～平成35年3月31日の間に開始する事業年度分

※問合せ先

・税の仕組みに関すること

佐賀県 税政課

☎0952-2517021

・税の使い道、事業に関すること

佐賀県 森林整備課

☎0952-2517134

4月から特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額が変更になります

平成29年全国消費者物価指数の実績値の結果を踏まえ、平成30年度の特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額については、左表のとおり、0.5%の引上げとなります。

※問合せ先

健康福祉課 障がい福祉係

☎92-7964

	平成29年度 (月額)	平成30年度 (月額)
特別児童扶養手当 1級	51,450円	51,700円
特別児童扶養手当 2級	34,270円	34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円

介護保険料は納期限までに納めましょう

介護保険料は法律の定めにより、40～64歳までは加入している医療保険料と合わせて納め

ますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法に変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になられたばかりの方や年金が年額18万円未満の方などは普通徴収（納付書または口座振替）で納めます。

期限を過ぎても未納の状況が続きますと給付制限（利用者負担が1割から3割に引き上げられる等）がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

▽納期限の設定について

納期限は、原則、各納期月の月末ですが、月末が土・日曜日、祝日の場合は、翌月最初の金融機関営業日となります。

このことから、同じ月（月初めと月末）に2回納付となる月があります。また、12月は25日が納期限となりますのでご注意ください。

※口座振替申込み・問合せ先

・鳥栖地区広域市町村圏組合

介護保険料係

☎8513637

・健康福祉課 高齢福祉係

☎9217964

▽介護保険料の納期限及び口座振替日

納期	納期限及び口座振替日
1期(6月)	7月2日(月)
2期(7月)	7月31日(火)
3期(8月)	8月31日(金)
4期(9月)	10月1日(月)
5期(10月)	10月31日(水)
6期(11月)	11月30日(金)
7期(12月)	12月25日(火)
8期(1月)	平成31年1月31日(木)
9期(2月)	平成31年2月28日(木)
10期(3月)	平成31年4月1日(月)

※介護保険は、介護が必要となった時の不安や負担を、社会全体でささえあう制度です。ご本人や家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

柔道整復師等の施術にかかる療養費について

柔道整復師等にかかるとき、次の場合のみ健康保険を使うことができます。

▽柔道整復師の施術

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫（肉離れを含む）の施術を受けたとき

※骨折及び脱臼については緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要

▽はり・きゅうの施術

神経痛・リウマチ・頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛

を主症とする疾患の治療を受けたとき

※あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要

▽マッサージの施術

筋麻痺や関節拘縮等であつて医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき

※あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要

▽治療を受けるときの注意

・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、施術を受けても保険等の

対象にはなりません。

・柔道整復師療養費支給申請書の患者記入欄には内容を確認の上、署名をし、必ず領収証をもらうようにしましょう。

※療養費申請の変更について

4月1日から靴型装具の療養費申請において、装具写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付が必要となりました。

※問合せ先

住民課 保険年金係

☎9217934

介護予防サポーター養成講座 受講生募集！

介護予防サポーターは、町内で行われている介護予防活動を支援するボランティア活動を行っています。簡単にできる体操やレクリエーション健康づくり

▽日時

5月18日・25日、6月1日・8日・15日・22日・29日・7月6日（全8回）

午後1時30分～4時

▽場所

基山町福祉交流館 1階 大会議室

▽対象者

介護予防に関心があり、その

普及・啓発に協力いただける方で、できる限り全受講可能な方

▽講座内容

講義・運動実技

▽申込み締切日 5月2日（水）

※この講座は健康ポイントの対象です。

※申込み・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉係

☎9217964